

論文

日本洋装史における女性服の変遷 と女性の社会進出(2)大正時代

當間 麗

キーワード

女服改良
婦人改良服
生活改善運動
服装改善運動
洋裁教育
洋裁学校
職業婦人

目次

1. 女服改良から服装改善運動へ
2. 洋裁教育と家庭洋裁の普及
3. 職業婦人の誕生と洋装

はじめに

前稿¹では江戸時代末期から明治時代にかけての日本女性の洋装化と社会進出の関係性について分析した。その結果、男性服に比して女性服の洋装化が遅れた要因として、この時期に男性洋服が官服として制度化され、男性スーツが仕事服として普及したのに反し、女性洋服は上流階級の社交服のほか、明治中期に女性教員の服装として一時的に採用されたり、明治後期に西洋音楽隊や女優など西洋文化に由来する職業で着装されるにとどまるなど普及が限定的であったことが確認できた。男性に比べて社会に出て仕事に就く女性の数が限られていたことも大きな要因のひとつであったが、一時は洋装化した女性教員の仕事服が和装に振りもどされたり、遊郭や女優といった社会の周縁部で生きる異端児的存在と見なされていた人々が洋装するなど、女性洋服の普及が進まない背景にはイデオロギー的な反発と女性の洋装化を阻む大きな社会的要因が存在していた。本稿では、大正期においてこうした状況がどのように変化していったのか、女性の洋装化と社会進出という観点から再考してみたい。なお、引用文中の旧漢字ならびに旧仮名遣いについては適宜当用漢字・仮名遣いに変換した。

1. 女服改良から服装改善運動へ

洋装が仕事服として制度化された男性服と異なり、大正時代になっても一般女性の洋装化は遅々として進まなかった。鹿鳴館時代のあと、明治政府の欧化政策への反動から、上流階級婦人と一部職業婦人を除いて、一般女性の洋装化には歯止めがかかり、早々に洋装を導入した女性教員たちですら翻って和装に転向した。一方で、こうした反動期においても女性服をめぐる議論は継続し、和装派、洋装派、改良派がそれぞれの立場から持論を展開していた。たとえば大日本風俗改良会は明治時代に女性の権利拡張を主張して活動していた団体であるが、女性の権利拡張という視点から洋装を推奨した。1888年(明治21年)に創刊された機関誌には、女性の地位が低いと西洋諸国から野蛮な非文明国家とみなされるから女性の地位向上すなわち婦人改良は急務であり、その一環として見苦しい和服はやめて洋服を着用するべきである[駒井1888, 17]といった意見や、和服は健康上においても機能性においても洋服に劣る[吉岡1889, 9]といった意見が示された。一方、改良派のひとりだった徳富蘇峰は、和装の欠点を指摘すると同時にやみくもに洋装を受容することの無意味さを指摘し、改良服の必要性を次のように指摘している。

嶋田の振袖長しと雖も何の快樂がある。錦綉^{きんしゅう}の帯広しと雖も何の利益かある。実に我が姉妹の不活発にして俳優的なるは、吾人が見る毎に、心苦しとする所なり。宜べなる哉、皇后宮の断然西洋服を用ゆ可しとの思召書を仰せ出されたるや。曰く、今西洋の女服を見るに、衣と裳^もを具ふること本朝の旧制の如くにして、偏に立礼に適するのみならず、身体の動作行歩の運転にも便利なれば、其の裁縫に倣はんこと当然の理なる可しと。実に難有思召とこそ申す可れ。されど吾人は此書を捧読する人達に向て一言すべきことあり。泰西^{たいせい}の服制を適用するは、挙動活発にして実用に適するが故に非ずや。然るに徒に驕奢浮誇^{きょうしゃうふこ}なる巴里の佳人^{かじん}を学び、輕羅^{けいら}の裳は長く垂れて煙の如く、細腰愈々約して柳に髪髷し、頸を囲こむの宝玉は星を欺き、腕を貫く金の環は月に類する如き貴族の需要たらしむるに止らば、復た是れ嶋田の振袖たるに過ぎざるなり。

改良の目的^{いづ}何くにある。〔徳富 1887, 39〕

つまりここで徳富が指摘しているのは、鹿鳴館時代の貴婦人たちが着装した絢爛豪華な洋服は旧来の和装同様に実用的ではなく、時代に適した改良が必要であるということである。惜しむらくは徳富がその具体案を示せなかったことだが、注目すべきは当時の女性洋服が表層的な流行を追いかけるのみで本質的な意義を捉えていないことを次のように述べて鋭く見抜いていた点であろう。

泰西の文明なるものは最も精巧を極めたる楽器なることを知らざる可らず。大絃曹々、小絃切々、物質的の文明、精神的の文明、想ひ想に其の釣合と調子とを以て、美妙なる音を発するものなり。今や我が愛する姉妹は、既に物質的の文明に酔ふて、転に満足し、直ちに此の皮相の文明を以て、婦人の面目を全ふしたりと誇れるものの如し。〔徳富 1887, 16〕

このように述べて改良派の立場から、徳富は和装を否定すると同時に当時の女性洋装がその本質的意義を捉えていないと主張したのである。このほか国粹主義的立場から女服改良を主張した人々もいた。その代表例が吉岡哲太郎の「女服論」である。吉岡は日本婦人の服装は必ず改良すべきであると宣言したうえで、その理由として和服は体裁が悪く（動くとすぐにはだけて四肢胸部が見えてしまう）、歩行に困難であり、美しさで洋服に劣り、動きづらく、縫製が粗いので長持ちしないといった欠点をあげ、一方洋服についてもウエストを細く締め上げるスタイルは内臓機能を阻害するので衛生上よくないといった欠点をあげている〔吉岡 1888, 30-32〕。洋服の欠点はほかに動作に不便であることや高価で費用が嵩むこと、そしてそもそも小柄な黄色人種である日本人に西洋の服は似合わない〔吉岡 1888, 28-29〕、また洋服には流行があるので洋服を着用するようになると流行の発信地であるパリの仕立屋の奴隷になりかねない〔吉岡 1888, 32〕とも述べている。こうした分析を通じて吉岡が導き出した理想の女服とは日本古来より高貴な身分の婦人が着用してきた袴であった〔吉岡 1888, 33〕。吉岡は「先年一時学校女性との間には袴を穿きたるものもあり」とも述べていることから、ここで吉岡が推奨した袴とは^{まちだかばかま}襦高袴⁸であることがわかる。この点について中山〔2010, 293〕は、国粹派が女服改良として袴を推奨した背景には平安時代宮中の女装束として^{くれないのはかま}紅袴⁹が着装されていたという史実にあり、このことが転じて襦高袴すなわち国粹派が推す女服改良の象徴とみなされるようになったのだらうと分析している。また襦高袴はすでに文明開化期の革新的な一部の女学生たちが着装していたという実績も、婦人改良服として受け入れられやすかったのだらう。一方、社会主義者の堺利彦（枯川）もまた婦人改良服として袴を推奨したが、堺が推奨したのは襦高袴ではなく、当時の女学生たちが着装していた行燈袴¹⁰であった〔堺 1901, 151-154〕。行燈袴転じて女学生袴の起源は、1887年（明治20年）8月以前に跡見女学校が神田にあった頃に遡るといわれ、その後1899年（明治32年）の高等女学校令、1903年（明治36年）の専門学校令がそれぞれ発布されて女子教育が盛んになると所謂ハイカラな女学生スタイルの象徴となった〔中山 2010, 295〕。

しかしながら、襦高袴にせよ行燈袴にせよ和装の一種であり、改良服とは言い難いものがあり、実際のところ女服改良の議論の多くは思想論に終始する場合が多かったようである。そうしたなかで具体的な婦人改良服を提案したのが1886年（明治19年）に結成された衣服改良会であった。同会発起人のひとりであり、渡辺式と呼ばれた日本の洋裁教育のパイオニア的存在でもあった渡辺辰五郎は、

1903年(明治36年)に『婦人改良服裁縫指南』を出版し、筒袖上着と褄付女袴を組み合わせた改良服〔図版1〕を提案し、自ら校長を勤めていた東京裁縫女学校の教員と生徒に着用させた〔小森1908, 220〕。同年、実践女学校創立者の下田歌子もまた校衣もしくは授業服とよばれる上っ張り型の制服を制定した〔実践女子学園八十年史編纂委員会1981, 87〕。しかし明治時代の女服改良は総じてこれら東京裁縫女学校の筒袖・袴型もしくは実践女学校の上っ張り型の二分に類型化されるに止まったようである〔中山2010, 296〕。その大きな要因として巖本善治が「大改良案は家屋の結構の改まると女子の仕事の大いに変ずる迄は到底行われ得べからずと信ず」〔巖本1901, 6〕とはからずも指摘したように、女性の生活そのものが変わらない限り服装も変わらないという現実がつきつけられたかたちとなった。

こうして婦人改良服が模索されるなかで、これに限界を感じる人々が現れる。内田謙之助もそうしたひとりであった。内田はもともと改良服を提案していたが、1903年(明治36年)に『洋服奨励談』を出版し、洋装支持派に転じた。同年、婦人雑誌『家庭之友』(のちに『婦人之友』に名称変更)を創刊した羽仁もと子もまた子供と婦人の洋装を支持した。しかし、実際には明治中期から後期にかけて、改良服も洋服も一般女性のあいだに普及することはなく、下田歌子や鳩山春子のような女服改良に尽力した改革派の女性たちもまた、その限界を共有していたと伝えられている〔中山2010, 297〕。

このような状況を受けて大正時代になると、明治時代に進展しなかった女服改良は生活改善の重要な要素と位置付けられ、生活改善運動の一環として展開することとなった。こうした転換の直接的要因は、第一次世界大戦であったとされる。戦場となったヨーロッパでは第一次世界大戦中、兵士となって戦う男性たちによって女性たちが家の外で働き、仕事をするためにドレスとコルセットを脱いでズボンを履いたことが女性たちの社会意識を大きく変え、さらに戦後、廃墟から復興するなかでヨーロッパは急速に民主化と近代化を推し進められたことは既知のとおりである。日本は戦場にならなかったものの、ヨーロッパで第一次世界大戦が勃発した翌年の1915年(大正4年)下半期からヨーロッパ連合国への軍需品を中心とする輸出の急激な拡大をうけて大戦景気ないし大正バブルなる現象が生じ、日露戦争後から続いていた不況を抜け出ただけでなく、重化学工業が飛躍的に伸びて農業国から工業国へと転じるきっかけとなった。この好景気は1920年(大正9年)の戦後恐慌まで続くことになるのだが、財閥が形成され成金が誕生する一方で、好景気は物価高騰を招いて庶民生活を圧迫することにもなったのである。こうしたなかで大正デモクラシーの機運が高まることとなり、その一端として大正時代初期に生活改善運動が起きたというわけである。

生活改善の必要性は大正政府にとっても重要課題であったとみられ、1918年(大正7年)には文部省が東京教育博物館にて「家事科学展覧会」を開催し、家事改善のための衣服として女学校で制作された運動服、洋服、改良服を展示した〔中山2010, 361〕。同省はさらに翌年1919年(大正8年)11月30日から翌年1月31日にかけて、同会場にて「生活改善展覧会」を開催したところ、「時節柄非常に世間の注目を惹き、大好評を博し」〔婦女界1920, 142〕たとある。同「生活改善展覧会」では、嫁入り支度の帯一本に数万円を浪費する成金趣味を改善すべく、三越呉服店にて千円ですべてそろえた嫁入り支度一式、改良服問題が世間で注目されていたことから土屋博士婦人孝子氏考案の改良女児

服や此尾崎芳太郎氏考案の経済服など、できるだけ少ない材料費と手間で衛生的で便利かつ日本人の趣味と容姿に合い、すべての階級の人が着用できる改良服の数々、などが出品された〔婦女界 1920, 142-144〕。さらに文部省は、1920年（大正9年）1月、伊藤公爵（伊藤博邦）、澤柳博士（澤柳政太郎）、鳩山春子、嘉悦孝子らを中心に108名が発起人となる財団法人生活改善同盟会を結成し〔千葉 1920, 42〕、生活改善のための調査、講演会や講習会、会誌発行などを通して官庁主導の生活改善策を推進した。

山脇玄もまた近代化と生活改善と婦人問題をひとつの連動する問題としてとらえたひとりで、1919年（大正8年）に出版した著書『是れからの生活』からは、これらの問題をとらえた当時の情景を伺い知ることができる。まず巻頭で山脇は問題の核心を次のように指摘している。

生活の改良は目下の急務である。（中略）議論の時代は過ぎ去って、今は着手の時代、実行の時代である。然るに是れが実行に就いては、先づ婦人の自覚に俟たねばならない。然り婦人の自覚がなければ、家政改良の問題は何時迄も徒に議論が続けられて行くばかりで、実行の域に達しないのである。〔山脇 1919, n.p.〕

さらに山脇の議論は次のように続く。

然るに吾が国にては維新以来、政治経済社会、その他実業方面等にては日に月に新施設新智識が輸入されて全然面目を一新せるにかかわらず、家庭生活のみは依然として舊習を改めないのは、実に遺憾な次第である。家庭が改善せられ、其処で育った素質の十分な人間が、家庭で薰陶せられた規律その他の良習慣に従って活動してこそ初めて規律正しき活力ある社会が出来るのであるから、家庭生活の改善は社会の根本問題となるのである。〔山脇 1919, 2〕

つまり近代化に向けた社会改革は着々と進行している一方で、家庭生活の近代化が著しく遅れていて、このことはひいては社会の近代化をも阻むことになるであろうから、一刻も早く家庭生活環境の改善を行わなければならない。そして家庭生活では女性の役割が重要であるから、女性の意識改善が急務であるというわけである。ここで注目すべきは、家庭改善の一環として衣服改良が必要であると記す山脇の次の指摘である。

家庭改善の一つとして衣服の改良も亦急施を要する、これは子供のときから改めねばならない。今日のような婦人の衣服では仕事ははかどらないばかりでなく歩行にも亦極めて不適當である。主婦の服は普段着の外に衣と装とを別にして、仕事着とでも云うべき雨露に堪える丈夫なものを作り買物や散歩ぐらいはそのまま外出が出来るようにするようにするがよい。〔山脇 1919, 15〕

このほか生活改善と婦人改良服という議題は、婦人雑誌を中心とする大正期出版メディアをおおいに賑わせたようである。なかでも雑誌『婦人之友』は1919年（大正8年）4月号の誌面で「婦人の仕事着」〔婦人之友 1919, 30-31〕について懸賞募集を行い注目された。募集内容には「主婦が仕事着のままで、一寸した用事のお客様などにはお目にかかれるようなのが欲しい」、「特に主婦や娘の事務服が欲しい」とあり、一日中裏方として台所仕事だけに没頭するための労働着ではなく、人前に出ても恥ずかしくないような仕事着が求められていたことがわかる。また「御同感の方々がキット沢山におありになることと存じます」という一文からも、当時このような服に対する潜在的需要が芽生

えていたことがうかがえる。同年7月号で発表された当選結果は「和服に袴を元にした改良服」と「洋服を土台にした簡単服」という2種類に大別されたが、全般的に「洋服を土台にした簡単服」のほうが優れていたという総評があり、一等なしの二等から五等までと選外秀逸作品の縫い方と型紙が掲載された〔婦人之友 1919, 69-80〕。この懸賞企画を経て婦人之友社では、翌月、当選作品をもとに洋服を製作してこれをライトドレスと呼んで販売した。価格は洋服が3.2円、下着が1.7円、合計4.9円だった〔婦人之友 1919, 80〕。また翌年7月号の誌面上でも裁ち方と縫い方を紹介したほか、同社洋服部で型紙を45銭、ライトドレス（既製服）を6円、下着（完成品）を1円で販売した〔婦人之友 1920, 144-145〕。さらに婦人之友社は1920年（大正9年）9月、西島芳太郎が「婦人洋服の裁方縫方」と題して婦人服洋裁技術¹¹の連載を開始し〔西島 1920, 85-89〕、誌面で紹介した洋服のパターンについては同社洋服分が安価で販売することで誰でも簡単に洋服が作れるような環境整備に着手した。型紙の販売価格を一部紹介すると、上記ライトドレス45銭のほか、婦人平常服が50銭、婦人洋服下着が同じく50銭、婦人水浴服が40銭で、送料1点につき2銭で郵送とある〔婦人之友 1920, 146〕。こうして婦人之友社は洋服の価格を抑えることで庶民にも購入可能な身近な選択肢とすることで、一般市民の洋装化に向けて一石を投じることとなったのである。

そして1920年（大正9年）7月19日開催の文部省主導による服装改善調査委員会（会長：伊藤博邦）において、「男子服は漸次洋服式に改むる事、婦人服は洋式、及改良服式に改むる事、児童服は速かに洋服式に改むる事、住宅は漸次椅子式に改良すべき事」〔婦女界 1920, 151〕が決議され、実現にむけたスピード感には男性と女性と子供のあいだには温度差があるものの、ついに男子服のみならず婦人服と子供服の洋装化が国の方針として公に宣言されたのである。1923年（大正12年）に発表された『生活改善調査決定事項』には婦人服に関する事項として以下の記述がある。

- 1、婦人服も漸次洋服に改めたい。2、ことに職業婦人の事務服は洋服にしたい。3、婦人労務服は筒袖としてモッペ（東北で用いる袴の一種）、カルサン（中国で用いる袴の一種）の類を用いたい。4、家庭作業の際には婦人は成るべく上被を用いたい。5、過渡期に於ける婦人服は袂を短くし、帯幅を狭くし、襟下を閉じ、または成るべく袴（もしくはスカート）を用いて身丈を短くし、且つ様式下着を用いたい。〔財団法人生活改善同盟会 1923, 47-49〕

このなかで生活改善調査委員会は、改良服ではなく洋装化へ舵をきった大きな理由として、明治大正と幾多の改良服が試みられてきたにもかかわらずいずれも一斉に風靡するものがなかったこと〔財団法人生活改善同盟会 1923, 47〕、一方で学生や教員、車掌など職業婦人を中心として洋服を着用する女性たちが増加していたこと〔財団法人生活改善同盟会 1923, 48〕をあげている。

こうして中央政府の指針は洋装化の流れを後押しすることになるわけだが、次なる課題は洋装化をいかにして広く一般女性たちのあいだに普及し、実現させていくのかという具体的な方法論の問題であった。無産婦人運動家として知られた山川菊栄がいみじくも指摘したように、洋装化は「洋服裁縫が発達して、家庭においても簡易に軽便に、仕立所においても低廉に仕立てられるのでない限りこれが普及は困難である」〔山川 1924, 19〕という厳しい現実が立ちはだかっていたのである。そこでこの問題がどのように解消されていったのか、需要と供給の両面から再考してみたいと思う。まずは供

給サイドを、当時は仕立服が主流だったことを考慮して仕立服が生み出された現場である洋裁教育と家庭裁縫の普及という視点で分析することで、大正時代に洋服がどのようにかたちで供給され、またいかにして洋服がより低価格で着装できる仕組みが実現されたのか、あるいはされようとしていたのかを明らかにしたい。続いて、需要サイドを職業婦人という視点から分析することで、大正時代の職業婦人と服装選択における実態を明らかにしたいと思う。

2. 洋裁教育と家庭洋裁の普及

大正時代における一般市民向けの洋裁教育という点では、婦人雑誌やラジオによる洋裁講座があった。たとえば先述したとおり、1920年（大正9年）には西島芳太郎が雑誌『婦人之友』で誌上洋裁と洋裁実習を始め¹²、婦人之友社はこれと併せて型紙販売も行った。また1921年（大正10年）には飯島民次郎の弟子町田菊之助が婦人子供服普及会を創設して講習会と型紙販売を始め、さらに1926年（大正15年）には加藤兼吉のラジオ婦人洋裁講座「婦人服の裁断と仕立方」が放送されたほか、同年、ドレスメーカー女学院の創立者として知られる杉野芳子もまた読売新聞紙上で洋裁講座を連載するなど、新聞や雑誌を利用した誌上洋裁教育がこの時期に広く実施されていたことがうかがえる[小泉2004, 25; 28]。

誌上洋裁と安価な既製服販売については婦人之友社がすでに実施していたものの、山川菊栄の指摘にあるように家庭において簡単に洋裁ができなければ本格的な洋装の普及は望めない。こうした現状を打開しようと家庭洋裁の普及に本格的に取り組んだのが日本服装改善会であった。同会は会長に法学博士の田尻稲次郎、副会長に東京高等女学校長の棚橋絢子、顧問に帝国農会幹事の山崎延吉、日本女子商業女学校長の嘉悦孝子を迎え、女子職業学校副校長の鳩山春子、東京洋服者工学校長の辻正道、東京女子高等師範学校教頭の藤井くら、前東京市裁縫科調査嘱託の尾崎芳太郎が会員となって1921年（大正10年）に発足した[中山2010, 365]。なかでも尾崎は技術者として全国各地で服装改善講習会を開催したほか、同会より妻げんと共に洋裁技術書『経済改善：是からの裁縫』（前編1921年、後編1922年）を出版し、洋裁実技の普及活動を担った。同書の序文では同会顧問の嘉悦孝子が山川菊栄の指摘に先立ち、婦人洋服の普及には洋裁技術の普及が不可欠であると宣言している。

大人の洋服は従来家庭ではできぬものと諦めをつけたと見え、洋服の家庭的素人仕立方の公開されたものは未だ嘗て見たことがありません。面し家庭で仕立てられぬような、服装では『改善々々』と呼んで見たところが、我国今日の家政状態では、之が一般の普及は覚束な^{おぼつか}かろうと存じます。従来洋服の専門的洋裁は個人単位で、之を簡単に家庭で自由自在に応用し得るの原則が発見されなかったようです。本書の著者尾崎芳太郎夫妻は、ここに着眼すること数十年、漸くにして一原則を発見されました。（中略）幸に本書にして普及することを得ば、津々浦々の方々までも、お素人で家庭に居ながら、普通服は勿論、経済服より改良服や洋服に至るまで、楽々と裁ったり縫ったり遊ばすことが出来ましょう。[嘉悦1921, 1-2]

ここで嘉悦孝子の言葉にある「普通服」とは和服を意味し、「経済服」とは外形は普通服と同じながら裁断と裁縫の方法を変えることで当時高価だった布地を節約したものだった。「改良服」とは尾崎

芳太郎が主張する改善の7要素¹³を備えた服装のことで、和装と洋装とがあった。改良和装は経済服の外形にも改良を加えて現代人の生活に適合させようとしたもの。一方、改良洋装とは「普通洋服」（いわゆる西洋から伝来したままの洋服）を改良して日本人の体型や日本の風土に合うようにした洋服のことで、尾崎はこれを欧米人向けに仕立てられた普通洋服に対して「改良洋服」と呼んで日本服装改善の到達点と考えた。

従来の普通洋服は已に改善の主なる要素は具備^{そな}えて居ますけれども、由其洋服は欧米人に適するのでありますから、其のままを採用しては、我が国の風土、骨格、人情などに適しません。之を適するように考えたのが改良洋服です。して改良洋服は今申上げましたように、普通洋服が基点になって居ますから、普通洋服の心得があれば苦もなく直ぐに仕立られます。今の所私は改良洋服が日本服装改善の到達点であると信じます。[尾崎, 尾崎 1921, 6]

尾崎芳太郎はこうに述べて、日本人に似合う洋服のスタイルすなわち日本的洋装を洋裁技術の普及を通して日本中に広めていった。尾崎夫妻の家庭洋裁指南書『経済改善：是からの裁縫』前編・後編は6版を重ねて7万部発行された[中山 2010, 365]ということからも、同書が当時としてはよく読まれていたことが伺える。このようにして大正期の服装改善運動は尾崎夫妻の技術教育を介して全国に波及し、明治洋装の4分の1程度の価格になったとはいえ、生地代と仕立代を合わせるとまだまだ庶民には高価だった大正洋装を自作すれば仕立代が不要になり、生地代だけで洋装が可能になるという状況がもたらされたのであった。

こうした日本服装改善会の活動と並行して、大正時代を通じ洋裁学校の設立が相次ぎ、個人への洋裁教育の機会が東京を中心に拡大した。興味深い点は、この時期に設立された洋裁学校には主としてふたつの流れがあり、ひとつは江戸時代末期から明治時代にかけて徒弟制度のもとで技術を継承してきた洋裁職人、もうひとつは海外で洋裁を学んだ人々である。たとえば前者の例としては、1921年（大正10年）に飯島婦人洋服店（初代飯島民次郎）の2代目飯島栄次が開設した飯島洋裁研究所（翌年、飯島洋裁学院とする）や、飯島民次郎の弟子だった並木伊三郎が1920年（大正9年）に開設した並木婦人子供服裁縫教授所などがある。並木は翌年の1921年（大正10年）、シンガーミシン販売所の遠藤政次郎と出会いふたりで文化裁縫女学院（現在の文化服装学院）を創立することになるのだが、文化服装学院が日本のファッション産業の形成に深く関わってきたことを考えると、日本洋装史におけるこの流れの影響は看過できないものがあると思われる。一方、後者の事例としては、パリ留学経験のある清水登美が1916年（大正5年）に開校した大垣裁縫女塾、同氏が1924年（大正13年）に創立した東京女子ミシン学校（のちの東京服装学園）、同年に渡米経験のある伊藤錦子が開校した文華洋裁学院、1926年（大正15年）にアメリカから帰国した木崎都代子が開講したレディス洋裁学院、同年同じくアメリカから帰国した杉野芳子が開講したドレスメーカー女学院などがある。戦後日本の洋裁ブームを牽引することとなる文化服装学院とドレスメーカー女学院がともにこの時期に創立されていることは興味深く、また前者が日本の徒弟制度の流れを汲み、後者がアメリカからの帰国者である点も日本洋装史を語るうえで興味深く、別の機会に改めて詳述を試みたい。そしてこうした洋裁学校が大正時代に相次いで設立されていたことが、戦後の洋裁ブームへとつながるのである。

小泉〔2004, 29-30〕によれば、この時期に個人が習得した洋裁技術の活用方法としては、洋裁店の開業、家庭内職、洋裁学校経営、女学校の裁縫教師の4つに大別される。明治時代の洋裁店は富裕層を対象とした高級洋装店に限られていたが、大正時代の洋裁教育から誕生した洋裁店は一般庶民を対象に注文服を仕立てたり、直し物をしたりするいわゆる町中のテーラーとして、既製服が主流となる高度成長期まで庶民生活を支える存在となる。また店舗を構えずに内職というかたちで知り合いや親戚縁者からの頼まれ仕事を請け負ったり、仲介業者を通じて部分縫いを請け負うかたちで生活の収入源とする場合や、無店舗でありながらも多数の縫い子を雇って手広く事業を展開する場合もあった。こうした洋裁店の開業や内職の場合には特に資格は必要ないため、学費が高く女学校卒でないと入学できない洋裁学校には通えない少女たちが、代わりに婦人服店の内弟子として住み込みで縫い子として働きながら技術を習得して開業するケースも多かったようである。一方、洋裁学校経営と女学校の裁縫教師は洋裁学校修了者が中心で、洋裁学校経営の場合、洋裁学校卒業後に系列校を開校するケースも多く、その数が大正期から昭和初期にかけて全国に増えていったことが戦後全国に洋裁ブームが巻き起こる下地となったと考えられる。

3. 職業婦人の誕生と洋装

このようにして洋裁教育が緩慢ながらも着々と日本社会に浸透していった背景として、巖本善治が指摘したように女性の生活環境と服装との密接な関係性があると想定するなら、この時期に女性をとりまく生活環境の変化にともない洋装への需要が徐々に拡大したことが考えられる。実際のところ、大正時代になり社会で働く女性が増えたことで、機能的で新しい価値観を体現する洋服への需要は確実に拡大していた。後述するように、その主たるものは中産階級以上の女性が主体的に選択する洋装と、会社が無償提供する制服であった。そこでまずは大正期の職業婦人の数と職種に関する統計から分析してみたい。

女性の職場進出という観点では、明治時代すでに多くの女性たちが社会で賃金労働に従事するようになっていた。その背景には明治政府が矢継ぎ早に推し進めた近代化によって新しい職業が次々と誕生したことと、資本主義経済の導入にともなって合理主義的な考えが優先したことがあったと考えられる。近代化によって新たに誕生した職種は女工、電話交換手、事務員、百貨店員などさまざまであり、またその人数も明治時代中期から末期にかけて急激に増加した。1910年（明治43年）6月発行の『東洋時論』に掲載された「女子職業熱の勃興」という評論を参考にすると、明治時代末期の女性就業者数は鉄道庁が2,440人、郵便貯金管理局が793人、電話交換手が3,000人あるいはそれ以上、日本銀行が314人、その他鉄道院、逓信省、銀行、会社、商店等で働く女性職員が概数で1万人前後、女性教員が約34,000人、看護婦・産婆等が概数で5～6万人、女工が426,000人となっている〔東洋経済新報社1910, 11-12〕。同資料は男女比にも言及しており、男性の国庫支給の文武官吏、地方公務員、教員、医師、薬剤師、弁護士、会社員などの概数が60～70万人であるのに対し、この種の職業に従事する女性の数は1割にも満たない状態にあり、一方で工場労働に従事する女工の数は全体の5割6分と半数を上回っていると指摘している〔前掲書〕。このように明治期に女性就業人口が増えた背景

には、たとえば男性教員2人分で女性教員を3人雇用できるなど、資本主義経済のもとで政府や企業にとって女性の低賃金が大きな動機として作用したのではないかと考えられる〔村上1984, 17〕。一方で、明治時代にはいまだ家制度の価値観が支配的であったため、女性は結婚するまで実家暮らしをするか、あるいは働きに出なくてはならない境遇の場合でも他家にて嫁入り修行として住み込み女中として働くことで常に家父長制の支配に従属するのが一般的とされていたことから、これを逸脱することに対して強い社会的抵抗があった。このため社会に出て働く女性に対しては墮落している、品がないといった見方が一般的となり、女性が働く場合は下層階級出身者が家計を助けるために仕方なく働いているという事例が圧倒的多数を占めていた。

ところが大正時代になると、こうした状況に変化が生じる。明治時代までは女性労働人口の大半を下層階級出身者が占めていたのに対し、大正時代になると中流階級出身の女性たちが多く職を求めるようになったのである。1924年（大正13年）の東京市社会局編『職業婦人に関する調査』はその理由として、大正期に中流階級を襲った生活難、産業革命とこれに伴う婦人解放運動の影響をあげている。同書〔1924, 5-6〕によれば、大正時代になると人々の生活環境が向上し、それに伴い女性の晩婚化と結婚が必ずしも生活を保障するものではないという考えが広まることとなり、男性に比して就学期間が短い（つまり高等教育まで進学する機会が少ない）女性は学業修了後結婚までより長い期間実家に留まることで実家の家系を圧迫し、一方で生活の合理化によって家事労働負担が軽減したことから女性は実家で余剰人材となり、結果として実家の家計補助、結婚費の貯蓄、自身の生活費負担等の理由から中流未婚女性の就業人口が著しく増えたと分析している。こうした背景をうけて大正期には多くの新聞雑誌が女性の職業に関する記事を掲載するようになり、たとえば1913年（大正2年）発行の『婦人之友』では山田菊水が「新しく出来た婦人の職業」と題してタイピスト、婦人速記者、婦人歯科医、女子薬剤師、女子事務員及び簿記係、電話交換手、女子電信係、為替貯金局の判任官、小学校教員及び音楽教師、女医、それぞれについてどうすればその仕事に就くことができるのか、仕事内容や要件、給与など具体的事例を紹介している〔山田1913, 44-62〕。1918年（大正7年）発行『婦人之友』に掲載された羽仁もと子「婦人職業論」〔羽仁1918, 2-14〕、三宅雄二郎「婦人の職業」〔三宅1918, 15-19〕では、女性はなぜ働くのか、いかなる目的のため働くのかといった、婦人が職業をもつことについての理念的意義が議論されており、明治時代までの生活を支えるための肉体労働においては考えられてこなかった働くことの意義を大正時代の職業婦人は模索するようになってきていたことがうかがえる。

また大正7年（1918年）3月号の『主婦之友』には「婦人職業案内」と題して、女医、歯科医、産婆、薬剤師、通信局通信員、鉄道院の事務員、通信事務員、電話交換手、タイピスト、婦人記者、速記者、女髪結、女料理人、銀行会社事務員、女店員、仕立屋、画家、看護婦、中等教員、小学教員、幼稚園保母、自動車運転手、モデル、製糸教婦、印刷局女工、専売局女工、砲兵工廠女工の27職種について、募集案内、採用方法、必要な資格、養成学校、収入など、それぞれの仕事につくための具体的な情報を提供している。これらの職種のなかには明治時代からすでにあったものも多く含まれているが、具体的な職業案内が頻繁に掲載されるようになった背景には、女性が社会で賃金労働に従事

することがより一般化するようになっていたことが考えられる。そしてもうひとつ、これらのリストから見えてくることは、製糸・紡績・織物に従事する女工が項目として取り上げられていないということである。この点について村上〔1984, 43〕は、製糸・紡績・織物に従事する女工が近代的職業の条件を満たしていないからだと指摘したうえで、近代的職業の条件を次のように定義する。

少なくとも働くものがその職業を近代的職業と認めるために必要な条件は三つある。その一つは、当事者が自己の意志でその職業についているということである。第二は、自由意志をもち、転業も廃業も自由であることである。第三は、公私の別がはっきりしていること。即ち勤めている時間は束縛されているが、それ以外の時間は私生活を享楽できることである。〔前掲書〕

ここで村上が述べる「近代的職業」という視点は、大正期に使用され始めたと考えられている「職業婦人」という概念と呼応しているように思われる。岩下清子〔1969, 42〕によれば「職業婦人」という表現が最初に使用されたのは第一次世界大戦後のことで、この頃に「あいまいではあるが、通念として、ある種の働く女子を指す言葉として通用するようになった」と分析している。たとえば1924年（大正13年）に東京市社会局が実施した「職業婦人に関する調査」は「職業婦人」という表現を使用して、次の定義を示している。

職業婦人は国勢調査式の産業別から見れば大部分自由職業に属して居るのであるが、其の種類によって智力を主としているもの、技術を主としているもの、又体力を主としているものとに区分することが出来る。勿論中には確然たる区別のつかないものもある。智力を主としている職業は教師、医師、薬剤師、記者、著述家、作家、事務員、ガイド、探偵等で体力を主としているものは、女工、女中、派出婦、車掌、運転手、女給、モデル等、技術を主としているものは、歯科医、按摩、産婆、看護婦、タイピスト、速記者、交換手、製図手、美容術師、髪結等である。女優、美術家、音楽家、遊芸師匠等は技術、智力何れの部類にも属しているものである。〔東京市社会局 1924, 14〕

こうした状況を分析して中嶋〔1975, 7〕は、「職業婦人と当時よばれた新しい職場進出者は、「女は家にあれ」という風潮の中では、家計困窮者か、何らかの欠陥ある者として一種特別な目でみられ軽侮されていた」一方で、「明治以来の女工哀史的女子労働者とは違った新しい存在」とみなされていたと述べている。

明治・大正期の女性就業者に関しては当時の政府の無関心から体系的な統計資料が欠如しているため、正確な数を把握することは不可能だが、各部局や地方自治体が独自にとりまとめた資料をつなぎあわせることで大正中期以降の概数についてはおおよそつかむことができる。このうち1919年（大正8年）に社会政策学会が編纂した『婦人労働問題』〔社会政策学会 1978〕、1923年（大正12年）から中央職業紹介事務局が発行が開始された『職業紹介年報』〔中央職業紹介事務局 1925〕〔中央職業紹介事務局 1926〕〔中央職業紹介事務局 1926〕〔中央職業紹介事務局 1927〕、同じく1923年（大正12年）に雑誌『職業婦人』創刊号に掲載された梅山一郎「数字から見た女子の職業」〔梅山 1923, 18-25〕、1924年（大正13年）に東京市社会局が発行した『職業婦人に関する調査』、1926年（大正15年）に雑誌『職業婦人』第4巻第5号に掲載された内務省社会局中央職業紹介事務局による全国

的調査「職業婦人に関する調査」などは信頼性の高い資料として参考になる。これらの資料をつきあわせると、1919年（大正8年）の職業婦人人口は、東京市社会局の『職業婦人に関する調査』と内務省社会局中央職業紹介事務局の「職業婦人に関する調査」でともに3,581,183人となっている。同年の女性人口が27,431,000人〔帝国書院2021〕であることから、女性人口の13%、つまり全国平均では女性が10人集まるとそのうち1人以上はいわゆる職業婦人がいたことになる。

これら職業婦人の職業別人口の概数について分析した村上〔1984, 56-58〕によれば、農婦（農業労働者）が1,315,923人、女工（工場労働者）が約87万人、女中（家内労働者）が約68万人、商業従業者が約40万人、髪結が約10万人、教員が66,721人、看護婦が34,781人、通信運輸従業員が31,112人、助産婦が30,055人、鍼灸按摩が26,055人、宗教関係従事者（キリスト教伝道師、神社・寺の住職など）12,098人、女医404人、薬剤師100人、歯科医56人、記者43人、速記者10人、探偵4人、などとなっている。これらの数値には女工史的な非近代的職業は含まないとされているが、それでも事務系を含む知的労働に比して、農業、工場、家内労働といった肉体労働に従事する女性の比率が極めて高いことがわかる。このことは賃金格差にも反映されていて、統計が残る女工の場合をみると、1919年（大正8年）の社会政策学会編『婦人労働問題』に掲載された全国統計によればメリヤス業の日給37銭が最高でマツチ業と帽子業の23銭が最低と業種別に差異はあるものの概ね30銭前後となっている。これを月給に換算すると、30日毎日働いた場合に日給37銭は月給11.1円、日給23銭は月給6.9円、日給30銭は月給9円となる¹⁴。

一方、1924年（大正13年）の東京市社会局編『職業婦人に関する調査』は地域限定的ではあるが、東京の職業婦人の実態を詳細に把握することができる。これによると職業別収入は資料1にあるように同じ職種でも最高と最低で大きな差がみられるため平均値をとって概算で比較すると、月収が最も少ないのが女中（家庭）で15円、次いで女工で26円、3位が派出婦で27円、4位タイが事務員、交換手、店員となっている。一方最高は開業医と著述家とともに300円となっている。就業人口別でみると就業者数1,000人以上が45件中15件あり、順番に（カッコ内は就業者数）女工（53,814）、女中（家庭）（35,000）、事務員（15,000）、髪結（9,180）、交換手（8,500）、看護婦（6,594）、女給（5,000）、産婆（4,617）、店員（4,500）、女中（料理店・旅館）（3,200）、タイピスト（1,744）、小学校教師（1,598）、女給（演技上案内人、出札係）（1,500）、派出婦（1,200）、按摩（1,130）となっている。就業人口でも月収が最も少ない女工と女中（家庭）が上位2位を独占し、3位の事務員と5位の交換手も月収ではワーストフォーにランクインするレベルである。

これを参考までに統計が比較的揃っている1920年（大正9年）の男性の月収と比較すると、資料2にあるように公務員や小学校教員のような公職では、男性公務員初任給70円に対し女性官公吏の最低月収60円、男性小学校教員初任給40～55円対し女性小学校教師の最低月収45円と較差はあるもののその差は比較的小さいことがわかる。一方で、男性日雇労働者の月収63円に対して女工の平均月収26円、男性銀行員の初任給45～50円に対し女性事務員の最低月収24円となっていて民間では賃金格差が拡大していることがわかる。賃金の男女差に言及することは本論の主旨ではないが、当時のおおよその給与体系を把握しておくことがより正確に当時の金銭感覚を捉える上で不可欠である

ことから参考とした。

このように大正期の職業婦人の多くが低所得者だった背景には、女子教育レベルの低さがあったことが指摘されている。資料3にも示されているとおり、東京市社会局の1924年（大正13年）の調査で低賃金労働のワーストテンにはいる事務員、交換手、看護婦、店員の大半が尋常小学校ないし高等小学校までしか教育を受けていない。なお大正期の教育制度については資料4を参照されたい。

続いて上述した収入額に比して洋服の値段がどの程度を占めていたか明らかにするために、大正時代の衣服の値段を考察してみたい。先述したとおり、婦人之友社が1919年8月にライトドレスと命名して販売した既製服は洋服が3.2円、肌着が1.7円、合計4.9円だった。一方、大正時代に洋装を断行したことで有名な青楓画伯婦人で手芸家の津田敏子の洋装は、コートとスカート合わせて59円、白縮緬のブラウス18円、上下続きの半麻ベチコート7円、半麻シュミーズ4円、コルセット6.5円、ここまでの合計が94.5円、さらに小物類として靴下2.5円、靴16円、帽子10円、手袋4.5円を合わせると合計127.5円かかった〔津田1919, 87〕という事例が紹介されている。また成女高等女学校を卒業して読売新聞で働き始めたばかりの望月ゆり子の場合は、機能的で動きやすく耐久性にすぐれた機能性を重視して仕事着として洋服を着用することにして、着物一揃えだと220円～230円程かかる場所その3分の1位で同等の質の洋服を取り揃えることができた述べている〔望月1919, 77〕。つまり明治洋装や和装と比較すると価格崩壊が起きていた大正洋装といえども、既製服をライトドレスの約5円と仮定するならば、仕立服は津田敏子の小物類を除外した洋服一式を約95円とすると19倍、望月ゆり子の洋服一式を約75円（220円～230円の3分の1）とすると約15倍となり、いずれの場合も高値であり、月収50円前後で生活をする庶民にはとうてい手の届くものではなかったことがわかる。大正時代には一部の女学校で洋服の制服が採用されるようになり、1919年（大正8年）秋には山脇高女をはじめ女子師範および明華歯科女学校で洋服を校服と定めた。そのうち山脇高等女学校が採用した制服の値段は、紺セル¹⁵で仕立てた冬服が21～22円、これに対して夏服は価格を抑えるため「瓦斯糸¹⁶の綾織の白地に藍色の丸星模様のついた英米で目下流行の物」を三越で10円で仕立てることにし、さらに学校は上級生たちに対してはこれを自分で仕立てる技術と洗濯法を教えることで夏服については1着7円で用立てることも可能にしたとある〔読売新聞1920〕。同記事〔前掲書〕には、当時のバスの女車掌の夏期制服は冬服同様に生地は紺セルで型も同じであったため価格は夏・冬ともに50円位になってしまうが、価格を抑えようと夏服を白地にすると汚れの激しい夏場はかえって洗濯に耐えられなくなってしまうため紺セルにした経緯も紹介されている。これに比べれば1着7円は安価だが、夏場はやはり着替えが必要なので2着は用意するだろうという前提にたっているらしく、そうすると自分で作れば2着で14円、仕立てに出せば2着で20円ということになり、これを合算すると山脇高等女学校の制服代は夏・冬合わせて35円～42円という計算になり、これは婦人之友社の既製服の約7～10倍の価格に相当し、やはり月収50円程度の一般家庭で支払える金額ではなかった。大正14年（1925年）に内務省社会局が事務員、タイピスト、電話交換手、店員に対して実施した「被服費及び装身具の費用年額概算」調査では、回答者4,797人のうち年間50円以下が43%、50～100円が41%、100～150円が10%、150～200円が4%、200円以上が2%となって

いて、100 円以下が全体の 84%を占めている [内務省社会局 1926, 32]。職業別ではタイピスト、店員、交換手、事務員の順で出費額が多く [内務省社会局 1926, 33]、同資料の調査対象の月収は 25 ～ 40 円程度が大半を占めているということなので [前掲書]、この月収のクラスターでは望月ゆり子の事例から洋服一式 70 円程度と仮定すると半数は購入できないということになる。実際のところ大正期に比較的洋装熱が高かったクラスターが女性教員たちなのだが、東京女子高等師範学校を 1920 年に卒業して山口県立高等女学校教員となり、当時月収 95 円で洋服一式（カシミヤのツーピースと下着一揃え）を奮発して購入したという中山セツの事例 [中山 2010, 373] にあるように、月収 100 円程度の女性教員がかなり頑張っってなんとか洋装を試みたという記録が散見される。このことから月収 100 円というのは大正期における洋装化のひとつの経済的目安になるのかもしれない。

しかし一方で交通機関や工場が女性従業員用として洋服の制服を採用し、これを従業員に無償で支給したことはある一定の意識改革につながったのではないかと推察する。東京市街自動車（通称青バス、1919 年開通）は 1920 年（大正 9 年）に女子車掌を採用して洋服を制服とし、これに続いて 1924 年（大正 13 年）開通の東京市バスや大阪市バス、その他全国各地の市電でも女子車掌には夏服と冬服、それぞれ年 2 回洋服が制服として支給された [中山 2010, 373-374]。同様に当時の職業婦人の大多数を閉めた女工にも一部の企業では洋服の制服が支給されていたという記録がある。たとえば女工 6,000 人のかかえる東京モスリンでは 1913 年（大正 2 年）に前借金ではあるが、10 円で会社からブラウスとスカートが制服として支給され、1919 年（大正 8 年）に専売局煙草製造所は木綿緋の洋式制服を支給、1920 年（大正 9 年）に森永製菓会社は白い業務服に白い帽子を支給した [前掲書]。

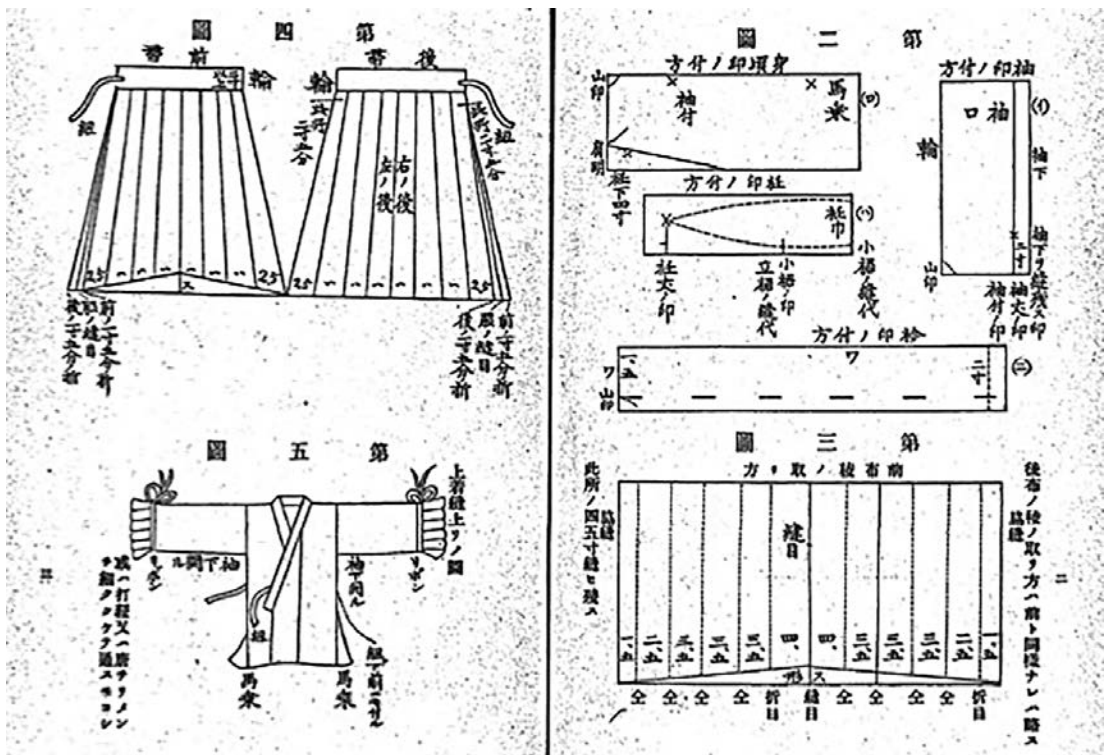
しかしこれらは会社での作業服であり、これを着て街中を出歩くわけではない。1925 年（大正 14 年）5 月 7 日、9 日、11 日、16 日に実施された今和次郎の銀座街風俗調査では、洋服の着用率が男性 67%、女性 1%という記録があり [今 1925, 88, 94-95]、翌 1926 年（昭和元年）10 月 10 日から 15 日まで岩田浩太郎が大阪心斎橋通りで実施した調査では男性 54%、女性 1%という統計が残っている [中山 2010, 397]。このことから実際には大正時代において女性の洋服の着用率は極めて低かったことが読み取れるだろう。その理由として、社会全般にまだ洋服に対する偏見が根強かったことと、価格の高さがあったことはみてきたとおりである。しかし一方で女性の洋装体験があらゆる階層に拡大していたのも事実であり、また家庭洋裁も全国に浸透し始めていたことから、大正末期はまさに洋装化前夜といった状況であったといえるだろう。この均衡が一挙に瓦解するきっかけとなったのが 1923 年（大正 12 年）9 月 1 日に起きた関東大震災なのだが、この点については昭和時代初期の項目で論じたいと思う。

おわりに

本稿では大正期における女性服の洋装化と社会進出について再考することで、以下の点を明らかにすることができた。まずひとつは、大正期において女性服は和服、改良服、洋服の三択のあいだで社会的議論が展開されていたということ。つまり、近代化するなかで西洋化と短絡的に受容するのではなく、西洋文化を咀嚼して日本文化に取り入れようとしていた。最終的に洋服が採択されたわけだが、

そこでも日本人の体型にふさわしいパターンメイキングが模索され、西洋人向けの洋服型紙をそのまま使用するという事はなかった。明治洋装が西洋人の洋服をやみくもに模倣して取り入れようとしていたのに対し、大正洋装は日本人の体型に合うように洋服を咀嚼していった時代であった。第二点は、洋装化の普及を阻んでいたコストの問題を解決するための模索が続けられた点である。仕立服が一般的だった大正期において洋服は一般庶民には高嶺の花であったが、家庭洋裁を普及させることでより安価に洋装が可能になる環境を整えようという動きが活発になった。このことがひいては戦後に洋裁ブームを引き起こす下地を準備することになるわけである。さいごは、大正期において工場労働者とは異なる職業婦人という概念が誕生した点である。つまり、ただ生活を支えるために働くのではなく、仕事をもつということに意義や価値を見出すライフスタイルが誕生した。人数のうえではまだまだ少数派ではあったものの、こうした女性たちを中心に洋服が新しい価値を体現するものとして受け入れられていったのである。大正期は明治と昭和にはさまれたわずか15年間という短い期間であったが、それは封建時代からの保守主義の流れと戦争に向かう保守主義への流れのはざまに現れた異質な時間であった。大正期から数えて約100年後の現在、誰もが洋服を着るようになったが、一方で女性の社会進出という点では大正期とさほど変わらない議論が展開されている。このずれがどのように生じていったのか、引き続き昭和以降についても調査分析を続けたい。

図版1：渡辺辰五郎の改良服 [渡辺 1903, 2-3]



資料 1：収入別による婦人職業一覧 [東京市社会局 1924, 16-18]

種 類	月収 (単位：円)			人 員 (単位：人)
	最高	最低	平均	
医師 (開業医)	700	200	300	30
著述家	700	200	300	10
音楽家	500	150	200	30
美術家	500	150	200	40
女優	700	100	200	200
活動女優	800	100	150	200
歯科医 (開業医)	600	150	200	20
作家	400	100	150	50
美容術師	500	100	150	30
教育家	300	120	150	50
医師 (勤務医)	200	80	150	150
歯医者 (同上)	150	60	120	70
髪結	700	80	130	9,180
遊芸師匠	400	90	130	300
産婆	500	80	150	4,617
自動車運転手	300	80	150	23
写真師	200	80	120	10
中等教員	142	70	100	847
ガイド	150	80	100	5
薬剤師	200	50	80	50
記者	150	70	100	40
按摩	150	50	80	1,130
モデル	150	60	75	130
速記者	150	70	90	10
探偵	120	60	80	20
外交員	150	50	80	150
女中 (料理店・旅館)	300	15	80	3,200
女給	200	20	70	5,000
車掌	110	50	70	150
官公吏	100	60	80	30
小学教師	100	45	70	1,598
タイピスト	100	30	50	1,744
事務員	75	24	35	15,000
図書館員	80	40	50	30
製函手	60	36	45	170
看護婦	100	36	50	6,594
保母	110	30	50	261
伝道師	90	40	60	200
製糸教婦	90	40	60	10
交換手	83	20	35	8,500
店員	85	20	35	4,500
派出婦	45	15	27	1,200
女中 (家庭)	20	10	15	35,000
女給 (演技上案内人、出札係)	50	30	40	1,500
女工	70	15	26	53,814

資料2：1920年（大正9年）の男性の基本給（月収）〔週刊朝日 1988〕

職 業	月収（単位：円）	備 考
第一銀行の初任給	45～50	
公務員の初任給	70	高等文官試験に合格した高等官が対象。1918年（大正7年）の統計。
巡査の初任給	45	
小学校教員の初任給	40～55	
総理大臣の給料	1,000	
東京都知事の給料	500	年俸6,000円を12分割して算出。
日雇労働者の賃金（月収換算）	63	日給2.1円を30日分として算出。

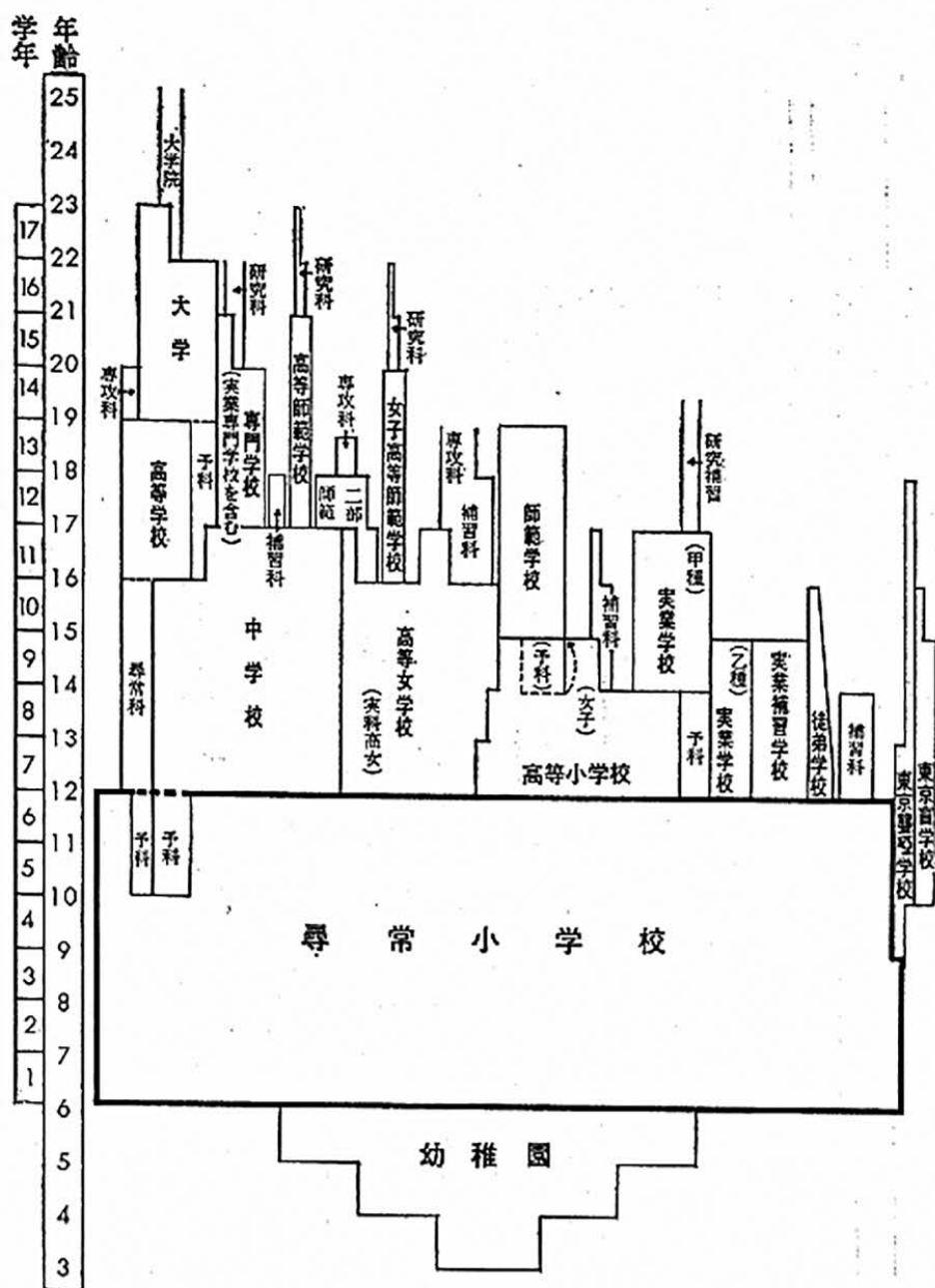
資料3：業務別による教育程度（比例）〔東京市社会局 1924, 69〕

単位：％

業務別／ 教育程度	教師	タイピスト	事務員	店員	看護婦	交換手	合計
尋常小学校 卒業者	0.8	—	11.3	29.8	12.5	70.7	28.9
高等小学校 卒業者	—	19.2	47.6	35.1	75.0	19.8	31.1
中等学校 ¹⁷ 卒業者	26.5	38.5	21.6	17.9	2.5	4.1	1.66
中等学校 中退者	—	3.8	9.6	6.5	2.5	3.7	5.6
職業教育 ¹⁸	71.2	38.5	9.2	9.5	5.0	1.7	17.0
専門学校	1.5	—	0.3	—	—	—	0.3
不詳	—	—	0.3	1.2	2.5	—	0.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料4：学校系統図 第6図 大正8年〔文部科学省 2021〕¹⁹

第6図 大正8年



注：

- 1 詳細については拙著「日本洋装史における女性服の変遷と女性の社会進出(1)明治時代」(『青山経営論集』第55巻第4号、137-150頁)を参照されたい。
- 2 色鮮やかで美しい立派な織物や衣服、もしくは錦と刺繍をほどこした上等な衣服のこと。
- 3 古来より着装された腰衣のこと。
- 4 西洋のこと。
- 5 驕奢は非常におごって贅沢なこと。浮誇は浮ついて大げさなこと。
- 6 美しい女性。
- 7 紗や絹などの薄い絹織物のこと。
- 8 文明開化期に女学生が着用した股のある男性用の袴。
- 9 広義では赤系色の袴のことであり、狭義では平安時代中期以降に宮廷の女性たちが着用した袴のこと。今日でも巫女装束として着用されている。女性用だが襠高袴と同じく股のある構造となっている。^{ひばかま}緋袴ともいう。
- 10 もともとは僧侶が着装していた股のない袴のこと。明治後期以降は行燈袴が平常用として一般化し、襠高袴は儀式用となった。
- 11 子供洋服の誌上洋裁については婦人服洋裁に先駆けて1919年発行『婦人之友』第13巻第1号から第3号にかけて岩村秀太郎「子供洋服裁縫講義」(一)～(三)、同「子供洋服裁縫講義ヨーク付簡単女兒服」として掲載されている。
- 12 1920年(大正9年)発行『婦人之友』誌では、第14巻第9号85-89頁「婦人洋服の裁方縫方(一)下着」、第14巻第10号143-146頁「婦人洋服の裁方縫方(二)平常服」、第14巻第11号139-141頁「婦人洋服の裁方縫方(三)半コート」と題して西島芳太郎による婦人服洋裁技術が連載されている。なお第14巻第12号74-75頁も目次では「婦人洋服の裁方縫方」になっているが本文は「女兒用ケープの裁方縫方」となっている。
- 13 尾崎[1921, 34]が「これからの日本服」として掲げた服装改善の7要素とは次のとおりである。
 1. 袖を短く、裾を工夫して働き易く
 2. 身幅を狭く、重りを少くして無駄を省く
 3. 今少し裁縫が簡単に早く出来るように
 4. あまり腰やお腹を締めないように
 5. 下腹を冷やさない様に工夫する事
 6. 流行おくれにならないように
 7. 背丈を高くスラリと、スタイルを高潔に
- 14 勤務日数の算出には1911年(明治44年)に労働者保護目的で初めて制定され、1916年(大正5年)に施工された「工場法」を参考にした。同法は限定的な運用ではあったものの「15歳未満の者および「女子」について、最長労働時間を12時間とし、深夜業(午後10時から午前4時)を禁止し(例外と長期の適用猶予あり)、休憩の基準(6時間を超えときは30分、10時間を超えときは1時間)および休日の基準(毎月2回以上)を定め」[厚生労働省2021]とあり、ここから当時の工場勤務がほぼ毎日行われていたと想定した。
- 15 紺色のサージのこと。綾織のウール地で、薄手のものは夏用として、また厚手のものは冬用として幅広く学生服や背広の服地として使用され人気がある。
- 16 木綿糸の表面の毛羽をガスの炎の中を高速度で通過させることで焼きとって滑らかで光沢のある糸にしたもの。
- 17 尋常小学校(義務教育)修了後に進学する旧制中等教育学校のことで、旧制中学校(男子のみ)、高等女学校(女子のみ)、実業学校を含む。
- 18 職業教育の内訳は、教師の場合は女子高等師範学校、女子師範学校、音楽学校等[東京市社会局1924, 64]、タイピストの場合はタイプライター学校、英語個人教授等[東京市社会局1924, 65]、事務員の場合は女子商業学校、簿記学校、タイピスト学校、女子職業学校、技芸学校、裁縫女学校等[東京市社会局1924, 66]、店員の場合は裁縫女学校、技芸学校、女子商業学校、職業学校等[東京市社会局1924, 67]、看護婦の場合は産婆学校[東京市社会局1924, 68]、交換手の場合は女子商業学校、裁縫女学校等[前掲書]

となっている。

- 19 大正8年(1919年)の学校制度では、尋常小学校6年間が義務教育課程となり、尋常小学校卒業後の進路としては、男子の場合には(a)中学校を経て、(a-1)高等学校→大学へと進むルート、(a-2)専門学校へと進むルート、(a-3)高等師範学校へと進むルート、(b)高等小学校を経て、(b-1)師範学校、(b-2)実業学校へと進むルート、さらに(c)として、(c-1)実業学校・(c-2)実業補習学校に進むルートの3つに大きく分けられる。女子の場合も、高等女学校を経て女子高等師範学校へ進むルートと、高等小学校を経て師範学校、実業学校へと進むルート、実業学校・実業補習学校に進むルートの3つに大きく分けられる。ちなみに女子の場合、ごく一部の学校を除いて、高等学校にも大学にも進学することは認められていなかった。[国立公文書館アジア歴史資料センター 2021]

文献目録

- 岩下清子. 1969. “第一次世界大戦後における「職業婦人」の形成.” 社会学評論 [有斐閣] 19 [4]: 41-53.
- 巖本善治. 1901. “女学時論: 女服改良論.” 女学雑誌 [文武堂] [513]: 5-6.
- 梅山一郎. 1923. “数字から見た女子の職業.” 職業婦人 [職業婦人社] 1 [1]: 18-25.
- 尾崎芳太郎, 尾崎げん. 1921. 経済改善: 是からの裁縫. 東京: 日本服装改善会出版部.
- 嘉悦孝子. 1921. “序文.” 著: 経済改善: 是からの裁縫, 脚本: 尾崎芳太郎, 尾崎げん. 東京: 日本服装改善会出版部.
- 小泉和子. 2004. 洋裁の時代 日本人の衣服革命. 東京: OM 出版.
- 厚生労働省. 2021. “広報誌「構成労働」.” 厚生労働省. アクセス日: 2021年9月21日. https://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/2016/08_01.html.
- 国立公文書館アジア歴史資料センター. 2021. “日本の学校制度.” 知ってなるほど明治・大正・昭和初期の生活と文化. アクセス日: 2021年9月24日. <https://www.jacar.go.jp/seikatsu-bunka/p03.html>.
- 駒井生. 1888. “婦人改良論.” 大日本風俗改良会会誌 [大日本風俗改良会] [4]: 16-18.
- 小森松風. 1908. “渡辺辰五郎先生傳: 婦人服改良論.” 著: 渡辺辰五郎君追悼録, 脚本: 小林甚作. 東京: 東京裁縫女学校出版部.
- 今和次郎. 1925. “1925年初夏東京銀座街風俗記録.” 婦人公論 [中央公論] 78-128.
- 財団法人生活改善同盟会. 1923. 生活改善調査決定事項. 東京: 生活改善同盟会.
- 堺利彦 (枯川). 1901. 家庭の新風味: 家庭の事務. 東京: 内外出版協會/言文社. アクセス日: 2021年8月12日. <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1082980?contentNo=14>.
- 実践女子学園八十年史編纂委員会. 1981. 実践女子学園八十年史. 東京: 実践女子学園.
- 社会政策学会. 1978. 社会政策学会史料集成 (復刻版) 第12巻 婦人労働問題. 東京: 御茶の水書房.
- 週刊朝日. 1988. 値段史年表: 明治大正昭和. 東京: 朝日新聞社.
- 中央職業紹介事務局. 1925. 職業紹介年報 (大正十二年). 東京: 中央職業紹介事務局. アクセス日: 2021年10月22日. <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/983996>.
- . 1926. 職業紹介年報 (大正十三年). 東京: 中央職業紹介事務局. アクセス日: 2021年10月22日. <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/983997>.
- . 1926. 職業紹介年報 (大正十四年). 東京: 中央職業紹介事務局. アクセス日: 2021年10月22日. <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1447812>.
- . 1927. 職業紹介年報 (大正十五年/昭和元年). 東京: 中央職業紹介事務局. アクセス日: 2021年10月22日. <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1447817>.
- 千葉生. 1920. “生活改善同盟会の設立.” 婦女界 [婦女界社] 21 [3]: 42-45.
- 津田敏子. 1919. “服装の改良を実行して 附、洋服一切に要する費用.” 婦人之友 [婦人之友社] 13 [7]: 86-87.
- . 1919. “九尺のメリンスで三人の洋服.” 婦人之友 [婦人之友社] 13 [8]: 82-83.
- 帝国書院. 2021. “男女別人口、人口増減.” 帝国書院. アクセス日: 2021年9月21日. https://www.teikokusho.co.jp/statistics/history_civics/index01.html.
- 東京市社会局. 1924. 職業婦人に関する調査: 大正13年版. 東京: 東京市社会局.
- 東洋経済新報社. 1910. “女子職業熱の勃興.” 東洋時論 [東洋経済新報社] 1 [2]: 10-17.

- 徳富蘇峰. 1887. “婦人の衣服.” 国民之友 [民友社] 1 [1]: 39.
- . 1887. “日本婦人論 (第二) 精神的の修養.” 国民之友 [民友社] 1 [4]: 9-16.
- 内務省社会局. 1926. 職業婦人に関する調査 社会教育パンフレット第七輯. 東京: 財団法人社会教育協会.
- 中島邦. 1975. “大正期の女子教育.” 著: 大正の女子教育, 脚本: 日本女子大学女子教育研究所, 6-52. 東京: 国土社.
- 中山千代. 2010. 日本婦人洋装史新装版. 東京: 吉川弘文館.
- 西島芳太郎. 1920. “婦人洋服の裁方縫方.” 婦人之友 [婦人之友社] 14 [9]: 85-89.
- 羽仁もと子. 1918. “婦人職業論.” 婦人之友 [婦人之友社] 12 [3]: 2-14.
- 婦女界. 1917. 婦女界 [婦女界社] 15 [3].
- . 1920. “生活改善展覧会より.” 婦女界 [婦女界社] 21 [2]: 142-144.
- . 1920. “婦女界時事月報: 女も洋服を着よ.” 婦女界 [婦女界社] 22 [3]: 151.
- 婦人之友. 1919. “軽快服 (婦人仕事着).” 婦人之友 [婦人之友社] 13 [3]: 80.
- . 1919. “懸賞募集 婦人の仕事着.” 婦人之友 [婦人之友社] 13 [4]: 30-31.
- . 1919. “懸賞當選 婦人仕事着.” 婦人之友 [婦人之友社] 13 [7]: 69-80.
- . 1920. “夏の家着 ライト、ドレス.” 婦人之友 [婦人之友社] 14 [7]: 144-145.
- . 1920. “洋服型紙定価表.” 婦人之友 [婦人之友社] 14 [10]: 146.
- 三宅雄二郎. 1918. “婦人の職業.” 婦人之友 [婦人之友社] 12 [3]: 15-19.
- 村上信彦. 1984. 大正期の職業婦人. 東京: ドメス出版.
- 望月ゆり子. 1919. “洋服を着はじめて.” 婦人之友 [婦人之友社] 13 [8]: 77-79.
- 文部科学省. 2021. “学制百年史資料編 学校系統図.” 文部科学省. アクセス日: 2021年9月22日. https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318188.htm.
- 山川菊栄. 1924. “大試練を経た婦人の使命.” 著: 婦人宝鑑: 家庭百科全書 大正13年度, 脚本: 大阪毎日新聞社, 14-27. 大阪: 大阪毎日新聞社.
- 山田菊水. 1913. “新しくできた婦人の職業.” 婦人之友 [婦人之友社] 7 [11]: 44-62.
- 山脇玄. 1919. 是れからの生活. 東京: 泰山房版. <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/961403>.
- 吉岡忠智郎. 1889. “衣服改良に付て意見.” 大日本風俗改良会会誌 [大日本風俗改良会] [10]: 8-9.
- 吉岡哲太郎. 1888. “女服論.” 日本人 [政教社] [10]: 30-32.
- . 1888. “女服論 (其二).” 日本人 [政教社] [11]: 28-29.
- . 1888. “女服論 (其三).” 日本人 [政教社] [12]: 32-33.
- 読売新聞. 1920. “よみうり婦人欄: 女学校で作る夏の洋服 山脇高女生が自身で仕立つ.” 読売新聞, 5月9日: 4.
- 渡辺辰五郎. 1903. 婦人改良服裁縫指南 全. 東京: 東京裁縫女学校同窓會. アクセス日: 2021年8月12日. <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/848838>.

謝辞: 本稿は2021年度青山学院大学経営学会研究助成金を受けて執筆されたものである。